# 北播磨総合医療センターの概要

令和8年10月1日

管　　理　　者　：　病院長　西村　善博

診　　療　　科　：　内科系
（標　榜　科）　　内科、老年内科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、脳神経内科、リウマチ科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、小児科、皮膚科、精神科

外科系
外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科、産婦人科、形成外科、麻酔科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科

許可病床数　：　一般病床４５０床（うち稼動病床数４４０床）

外来診療時間　：　平日の午前９時～午後５時
（受付時間は、一部診療科を除いて午前８時３０分～午前１１時３０分）

休　　診　　日　：　土・日曜日、祝日及び年末年始　（１２月２９日～１月３日）

医療機関の指定　：　健康保険指定医療機関、国民健康保険指定医療機関、結核指定医療機関、生活保護指定医療機関、母子保健法指定医療機関、原子爆弾被爆者一般疾病医療機関、労働者災害補償保険法、労災アフターケア取扱機関、自立支援医療機関（更生・育成）、救急指定病院、臨床研修指定病院（基幹型）、ＤＰＣ対象病院、難病の患者に対する医療等指定医療機関、指定小児慢性特定疾病医療機関、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、近畿ブロック小児がん連携病院、紹介受診重点医療機関

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

令和8年10月1日

## １ 入院基本料に関する事項

当院は厚生労働大臣が定める一般病棟入院基本料（急性期病院A一般入院料）に基づく看護を行っている保険医療機関です。各病棟の看護職員の配置は別表①のとおりです。また、入院患者さん５０人に対して１人以上の看護補助者を配置しています。

## ２ DPC病院に関する事項

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算するＤＰＣ対象病院です。

## ３ 近畿厚生局長への届出事項に関する事項

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。また、各種施設基準については、別表②「施設基準届出事項」のとおり届出しています。

## ４ 選定療養費にかかる事項

（1）　特別療養環境室（個室）を使用される場合は、１日につき別表③のとおり、室料の負担をお願いしています。

（2）病院の初診に関する事項

他の医療機関からの紹介状なしで来院された場合は、別途、初診時選定療養費（医科：７，７００円、歯科：５，５００円）が必要となります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により来院された場合は除きます。

※ 緊急その他やむを得ない事情とは、救急車で搬送された方、交通事故の方、労災等で受診された方です。

（3）病院の再診に関する事項

病状が安定され、医師からかかりつけ医など他の医療機関への紹介の申し出があったにもかかわらず、引き続き受診された場合は、再診時選定医療費（医科：３，８５０円、歯科：２，０９０円）が必要となります。

## ５ 保険外負担に関する事項

（1）医療保険の適用を受けない事項

医療保険の適用を受けないものは自己負担とさせていただきます。主な保険外診療の負担額は別表④、⑤のとおりです。

（2）文書発行に係る費用

文書発行に係る費用は、別表⑥のとおりとさせていただきます。

その他保険外負担に関する費用のことは医事管理課へお問い合わせください。

別表①　看護職員の配置について

（3階　緩和ケア病棟：15床）
当病棟では、１日に9人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は4人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。

（3階　ICU病棟：10床）
当病棟では、１日に21人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は2人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は2人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は2人以内です。

（3階　HCU病棟：19床）
当病棟では、１日に20人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は4人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は4人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は4人以内です。

（4階東病棟：47床）
当病棟では、１日に17人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は12人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は12人以内です。

（4階西病棟：40床）
当病棟では、１日に17人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は14人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は14人以内です。

（5階東病棟：42床）
当病棟では、１日に16人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は14人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は14人以内です。

（5階西病棟：42床）
当病棟では、１日に17人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は17人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は17人以内です。

（6階東病棟：50床）
当病棟では、１日に20人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は13人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は13人以内です。

（6階西病棟：50床）
当病棟では、１日に17人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は17人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は17人以内です。

（7階東病棟：38床）
当病棟では、１日に16人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は17人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は17人以内です。

（7階西病棟：42床）
当病棟では、１日に16人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は14人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は14人以内です。

（7階　SCU病棟：6床）
当病棟では、１日に7人の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時～夕方17時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は3人以内です。
夕方17時～深夜１時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は3人以内です。
深夜１時～朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち患者数は3人以内です。

別表②　施設基準届出事項（基本診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| 情報通信機器を用いた診療に係る基準 | 情報通信（第279号） | 令和4年6月1日 |
| 電子的診療情報連携体制整備加算２ | 外医ＤＸ２（第1371号） | 令和8年6月1日 |
| 電子的歯科診療情報連携体制整備加算１ | 歯医ＤＸ１（第456号） | 令和8年6月1日 |
| 地域歯科診療支援病院歯科初診料 | 病初診（第50号） | 平成31年4月1日 |
| 歯科外来診療医療安全対策加算２ | 外安全２（第426号） | 令和7年6月1日 |
| 歯科外来診療感染対策加算４ | 外感染４（第7号） | 令和7年6月1日 |
| 歯科診療特別対応連携加算 | 歯特連（第48号） | 令和4年4月1日 |
| 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準 | 入減免（第134号） | 令和8年6月1日 |
| 一般病棟入院基本料 | 一般入院（第1083号） | 令和8年6月1日 |
| 急性期総合体制加算３ | 急総３（第5号） | 令和8年6月1日 |
| 救急医療管理加算 | 救急医療（第82号） | 令和2年4月1日 |
| 超急性期脳卒中加算 | 超急性期（第42号） | 平成26年1月1日 |
| 診療録管理体制加算２ | 診療録２（第338号） | 令和2年4月1日 |
| 医師事務作業補助体制加算１ | 事補１（第178号） | 令和4年4月1日 |
| 急性期看護補助体制加算 | 急性看補（第173号） | 令和6年8月1日 |
| 看護職員夜間配置加算 | 看夜配（第62号） | 令和5年4月1日 |
| 電子的診療情報連携体制整備加算１ | 入医ＤＸ１（第39号） | 令和8年6月1日 |
| 療養環境加算 | 療（第178号） | 平成27年9月1日 |
| 重症者等療養環境特別加算 | 重（第239号） | 令和8年9月1日 |
| 無菌治療室管理加算１ | 無菌１（第23号） | 平成26年2月1日 |
| 緩和ケア診療加算 | 緩診（第27号） | 平成30年7月1日 |
| 精神科リエゾンチーム加算 | 精リエ（第26号） | 令和6年2月1日 |
| 栄養サポートチーム加算 | 栄養チ（第127号） | 平成29年12月1日 |
| 医療安全対策加算１ | 医療安全１（第501号） | 平成30年4月1日 |
| 感染対策向上加算１ | 感染対策１（第23号） | 令和8年6月1日 |
| 患者サポート体制充実加算 | 患サポ（第199号） | 平成25年10月1日 |
| 重症患者初期支援充実加算 | 重症初期（第36号） | 令和7年9月1日 |
| 報告書管理体制加算 | 報告管理（第38号） | 令和5年4月1日 |
| 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 | 褥瘡ケア（第44号） | 平成25年10月1日 |
| ハイリスク妊娠管理加算 | ハイ妊娠（第104号） | 平成26年4月1日 |
| 呼吸ケアチーム加算 | 呼吸チ（第29号） | 平成25年10月1日 |
| 術後疼痛管理チーム加算 | 術後疼痛（第17号） | 令和5年6月1日 |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算１ | 地薬供１（第121号） | 令和8年6月1日 |
| 病棟薬剤業務実施加算１ | 病棟薬１（第1号） | 令和8年6月1日 |
| 病棟薬剤業務実施加算３ | 病棟薬３（第7号） | 令和2年4月1日 |
| データ提出加算 | データ提（第97号） | 平成25年10月1日 |

別表②　施設基準届出事項（基本診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| 入退院支援加算 | 入退支（第216号） | 令和6年10月1日 |
| 認知症ケア加算 | 認ケア（第256号） | 令和2年5月1日 |
| せん妄ハイリスク患者ケア加算 | せん妄ケア（第30号） | 令和2年4月1日 |
| 精神疾患診療体制加算 | 精疾診（第33号） | 平成28年4月1日 |
| 排尿自立支援加算 | 排自支（第22号） | 令和2年4月1日 |
| 地域医療体制確保加算１ | 地医確保１（第14号） | 令和4年10月1日 |
| 特定集中治療室管理料２ | 集中２（第3号） | 令和8年6月1日 |
| ハイケアユニット入院医療管理料１ | ハイケア１（第10号） | 令和6年10月1日 |
| 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 | 脳卒中ケア（第18号） | 令和7年6月1日 |
| 小児入院医療管理料４ | 小入４（第57号） | 令和4年4月1日 |
| 緩和ケア病棟入院料１ | 緩１（第3号） | 令和2年4月1日 |
| 短期滞在手術等基本料１ | 短手１（第483号） | 令和8年6月1日 |
| 入院時食事療養／生活療養（Ｉ） | 食（第119126号） | 平成25年10月1日 |

別表②　施設基準届出事項（特掲診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| 心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算 | 遠隔ペ（第13号） | 令和2年4月1日 |
| 糖尿病合併症管理料 | 糖管（第130号） | 平成25年10月1日 |
| がん性疼痛緩和指導管理料 | がん疼（第342号） | 平成26年3月1日 |
| がん患者指導管理料イ | がん指イ（第61号） | 令和4年10月1日 |
| がん患者指導管理料ロ | がん指ロ（第23号） | 平成26年4月1日 |
| がん患者指導管理料ハ | がん指ハ（第65号） | 令和5年11月1日 |
| がん患者指導管理料ニ | がん指ニ（第27号） | 令和2年7月1日 |
| 外来緩和ケア管理料 | 外緩（第26号） | 令和5年8月1日 |
| 糖尿病透析予防指導管理料 | 糖防管（第109号） | 平成29年1月1日 |
| 小児運動器疾患指導管理料 | 小運指管（第214号） | 令和5年11月1日 |
| 婦人科特定疾患治療管理料 | 婦特管（第112号） | 令和2年9月1日 |
| 腎代替療法指導管理料 | 腎代替管（第7号） | 令和2年4月1日 |
| 二次性骨折予防継続管理料１ | 二骨管１（第42号） | 令和4年4月1日 |
| 二次性骨折予防継続管理料３ | 二骨継３（第95号） | 令和4年4月1日 |
| 下肢創傷処置管理料 | 下創管（第26号） | 令和4年9月1日 |
| 慢性腎臓病透析予防指導管理料 | 腎防管（第32号） | 令和6年6月1日 |
| 救急外来医学管理料の注７に規定する院内トリアージ実施体制加算 | トリ体（第37号） | 令和8年6月1日 |
| 救急外来医学管理料１及び同注３に規定する救急外来緊急検査対応加算１ | 救外１（第20号） | 令和8年6月1日 |
| 外来放射線照射診療料 | 放射診（第31号） | 令和2年4月1日 |
| 外来腫瘍化学療法診療料１ | 外化診１（第38号） | 令和6年10月1日 |
| 連携充実加算 | 外化連（第73号） | 令和4年4月1日 |
| 外来腫瘍化学療法診療料の注９に規定するがん薬物療法体制充実加算 | 外化薬（第20号） | 令和6年6月1日 |
| ニコチン依存症管理料 | ニコ（第1315号） | 令和4年7月1日 |
| 療養・就労両立支援指導料の注３に規定する相談支援加算 | 両立支援（第23号） | 令和5年5月1日 |
| 心不全再入院予防継続管理料１及び２ | 心再予１（第33号） | 令和8年6月1日 |
| 遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準 | 遺疾管１（第37号） | 令和8年1月1日 |
| 開放型病院共同指導料 | 開（第69号） | 平成27年8月1日 |
| がん治療連携計画策定料 | がん計（第61号） | 平成28年9月1日 |
| 外来排尿自立指導料 | 外排自（第72号） | 令和元年9月1日 |
| 肝炎インターフェロン治療計画料 | 肝炎（第135号） | 平成26年4月1日 |
| こころの連携指導料（Ⅱ） | こ連指Ⅱ（第37号） | 令和4年4月1日 |
| 薬剤管理指導料 | 薬（第1号） | 平成25年10月1日 |
| 医療機器安全管理料１ | 機安１（第150号） | 平成25年10月1日 |

別表②　施設基準届出事項（特掲診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| 医療機器安全管理料２ | 機安２（第43号） | 令和2年4月1日 |
| 歯科治療時医療管理料 | 医管（第2046号） | 平成26年3月1日 |
| 口腔機能実地指導料 | 口実地（第938号） | 令和8年6月1日 |
| 救急患者連携搬送料 | 救患搬（第16号） | 令和7年8月1日 |
| 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２ | 在看（第24号） | 平成25年10月1日 |
| 在宅酸素療法指導管理料の注２に規定する遠隔モニタリング加算 | 遠隔酸素（第7号） | 平成30年4月1日 |
| 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 | 在持充（第1130号） | 令和8年6月1日 |
| 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注３に規定する遠隔モニタリング加算 | 遠隔持陽（第32号） | 平成30年4月1日 |
| 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 | 在電場（第8号） | 平成31年4月1日 |
| 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定 | 持血測１（第10号） | 平成26年4月1日 |
| 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合） | 持血測２（第22号） | 令和2年4月1日 |
| 遺伝学的検査の注１に規定する施設基準 | 遺伝検１（第5号） | 平成28年4月1日 |
| 骨髄微小残存病変量測定 | 骨残測（第10号） | 令和3年4月1日 |
| ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査 | ＢＲＣＡ（第42号） | 令和8年6月1日 |
| 先天性代謝異常症検査 | 先代異（第6号） | 令和2年4月1日 |
| ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定） | ＨＰＶ（第217号） | 平成26年4月1日 |
| ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液） | ウ細髄液（第5号） | 令和6年6月1日 |
| 検体検査管理加算（Ⅳ） | 検Ⅳ（第37号） | 平成25年10月1日 |
| 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 | 血内（第28号） | 平成25年10月1日 |
| 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト | 歩行（第63号） | 平成25年10月1日 |
| ヘッドアップティルト試験 | ヘッド（第43号） | 平成25年10月1日 |
| 長期継続頭蓋内脳波検査 | 長（第19号） | 平成25年10月1日 |
| 単線維筋電図 | 単筋電（第3号） | 令和2年4月1日 |
| 神経学的検査 | 神経（第131号） | 令和7年11月1日 |
| コンタクトレンズ検査料１ | コン１（第129101号） | 令和3年8月1日 |
| 小児食物アレルギー負荷検査 | 小検（第81号） | 平成26年4月1日 |
| 経頸静脈的肝生検 | 肝生検（第5号） | 令和6年6月1日 |
| ＣＴ透視下気管支鏡検査加算 | Ｃ気鏡（第12号） | 平成30年3月1日 |
| 画像診断管理加算２ | 画２（第110号） | 令和8年5月1日 |
| 遠隔画像診断 | 遠画（第15号） | 令和2年9月1日 |

別表②　施設基準届出事項（特掲診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合又はＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合を除く。） | ポ断コ複（第23号） | 令和5年4月1日 |
| ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合に限る。） | ポ断コ複Ｐ（第11号） | 令和6年6月1日 |
| ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影 | Ｃ・Ｍ（第790号） | 令和8年6月1日 |
| 冠動脈ＣＴ撮影加算 | 冠動Ｃ（第69号） | 平成30年3月1日 |
| 血流予備量比コンピューター断層撮影解析 | 血予備断（第9号） | 令和4年4月1日 |
| 心臓ＭＲＩ撮影加算 | 心臓Ｍ（第54号） | 平成25年10月1日 |
| 乳房ＭＲＩ撮影加算 | 乳房Ｍ（第21号） | 平成28年4月1日 |
| 小児鎮静下ＭＲＩ撮影加算 | 小児Ｍ（第11号） | 平成30年4月1日 |
| 頭部ＭＲＩ撮影加算 | 頭部Ｍ（第3号） | 令和元年7月1日 |
| 肝エラストグラフィ加算 | 肝エラ（第1号） | 令和4年4月1日 |
| 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 | 抗悪処方（第68号） | 令和2年11月1日 |
| 外来化学療法加算１ | 外化１（第138号） | 平成25年10月1日 |
| 無菌製剤処理料 | 菌（第520171号） | 平成27年2月1日 |
| 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） | 心Ⅰ（第41号） | 平成25年10月1日 |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） | 脳Ⅰ（第339号） | 平成27年2月1日 |
| 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | 運Ⅰ（第247号） | 平成27年2月1日 |
| 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） | 呼Ⅰ（第197号） | 平成27年2月1日 |
| 摂食機能療法の注３に規定する摂食嚥下機能回復体制加算２ | 摂嚥回２（第17号） | 令和5年10月1日 |
| がん患者リハビリテーション料 | がんリハ（第49号） | 平成27年1月1日 |
| 歯科口腔リハビリテーション料２ | 歯リハ２（第338号） | 平成26年4月1日 |
| 救急患者精神科継続支援料 | 急精支（第7号） | 令和6年8月1日 |
| 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの） | 静圧（第17号） | 令和3年9月1日 |
| 多血小板血漿処置 | 多血（第9号） | 令和7年7月1日 |
| 硬膜外自家血注入 | 血入（第10号） | 令和4年8月1日 |
| 人工腎臓 | 人工腎臓（第163号） | 平成30年4月1日 |
| 導入期加算２及び腎代替療法実績加算 | 導入２（第12号） | 令和5年4月1日 |
| 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 | 透析水（第139号） | 平成28年2月1日 |
| 腎代替療法診療体制充実加算 | 腎診充（第100号） | 令和8年6月1日 |
| ストーマ合併症加算 | スト合（第37号） | 令和6年6月1日 |
| 磁気による膀胱等刺激法 | 磁膀刺（第2号） | 平成26年4月1日 |
| 口腔粘膜処置 | 口腔粘膜（第289号） | 平成30年4月1日 |
| ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレー | 歯ＣＡＤ（第774号） | 平成26年4月1日 |

別表②　施設基準届出事項（特掲診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。） | 組再乳（第26号） | 令和4年5月1日 |
| 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算 | 緊整固（第25号） | 令和5年2月1日 |
| 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 | 骨悪ラ（第4号） | 令和7年9月1日 |
| 人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの） | 人膝支（第6号） | 令和8年6月1日 |
| 椎間板内酵素注入療法 | 椎酵注（第16号） | 令和2年4月1日 |
| 緊急穿頭血腫除去術 | 緊穿除（第13号） | 令和6年6月1日 |
| 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術 | 脳刺（第35号） | 平成25年10月1日 |
| 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 | 脊刺（第49号） | 平成25年10月1日 |
| 癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの） | 癒脊膜（第6号） | 令和4年4月1日 |
| 角結膜悪性腫瘍切除手術 | 角結悪（第5号） | 令和4年4月1日 |
| 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）） | 緑内イ（第22号） | 令和4年4月1日 |
| 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術） | 緑内眼ド（第65号） | 令和4年4月1日 |
| 緑内障手術（濾過胞再建術（needle法）） | 緑内ne（第32号） | 令和4年4月1日 |
| 内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ｖ型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。） | 内鼻Ｖ腫（第5号） | 平成30年3月1日 |
| 上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの） | 咽喉摘鏡（第3号） | 令和8年6月1日 |
| 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。） | 鏡咽悪（第3号） | 令和2年4月1日 |
| 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術 | 鏡喉悪（第3号） | 令和2年4月1日 |
| 乳癌センチネルリンパ節生検加算１及びセンチネルリンパ節生検（併用） | 乳セ1（第50号） | 平成25年10月1日 |
| 乳癌センチネルリンパ節生検加算２及びセンチネルリンパ節生検（単独） | 乳セ2（第122071号） | 平成25年10月1日 |
| 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの）） | 乳腫（第23号） | 令和4年6月1日 |
| ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。） | ゲル乳再（第27号） | 令和4年5月1日 |
| 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 | 乳腺ラ（第4号） | 令和6年6月1日 |
| 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 | 肺ラ（第6号） | 令和6年6月1日 |
| 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 胸腔食悪支（第5号） | 令和3年4月1日 |
| 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 縦隔食悪支（第4号） | 令和3年4月1日 |

別表②　施設基準届出事項（特掲診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、等 | 穿瘻閉（第21号） | 平成30年4月1日 |
| 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） | 経特（第26号） | 令和6年6月1日 |
| 胸腔鏡下弁形成術 | 胸腔弁形（第1号） | 平成30年4月1日 |
| 胸腔鏡下弁置換術 | 胸腔下置（第1号） | 平成30年4月1日 |
| 弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。） | 弁置再（第3号） | 令和8年6月1日 |
| 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術） | カ大弁置（第8号） | 平成30年1月1日 |
| 経皮的僧帽弁クリップ術 | 経僧帽（第9号） | 令和6年5月1日 |
| 不整脈手術左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの） | 不整胸腔（第5号） | 令和4年4月1日 |
| 不整脈手術左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの） | 不整経カ（第10号） | 令和6年12月1日 |
| 経皮的中隔心筋焼灼術 | 経中（第20号） | 平成25年10月1日 |
| ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 | ペ（第194号） | 平成25年10月1日 |
| ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー） | ペリ（第16号） | 平成30年4月1日 |
| 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合） | 両ペ静（第18号） | 平成25年10月1日 |
| 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は胸骨下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術 | 除静（第19号） | 平成25年10月1日 |
| 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合） | 両除静（第19号） | 平成25年10月1日 |
| 大動脈内バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法） | 大（第95号） | 平成25年10月1日 |
| 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの） | 経循補（第9号） | 令和2年5月1日 |
| 経皮的下肢動脈形成術 | 経下肢動（第9号） | 令和2年4月1日 |
| 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方） | 腹リ傍側（第16号） | 令和4年4月1日 |
| 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 腹鼠ヘ両支（第17号） | 令和8年8月1日 |
| 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 | 骨盤ラ（第12号） | 令和6年6月1日 |
| 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの） | 腹十二局（第4号） | 令和2年4月1日 |
| 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） | 腹胃切支（第2号） | 平成30年4月1日 |
| 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） | 腹側胃切支（第2号） | 平成30年4月1日 |

別表②　施設基準届出事項（特掲診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）） | 腹胃全（第2号） | 平成30年4月1日 |
| バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 | バ経静脈（第12号） | 平成30年4月1日 |
| 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの） | 腹胆床（第14号） | 令和4年4月1日 |
| 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。） | 胆腫（第9号） | 平成28年4月1日 |
| 体外衝撃波胆石破砕術 | 胆（第35号） | 平成25年10月1日 |
| 腹腔鏡下肝切除術 | 腹肝（第24号） | 平成29年9月1日 |
| 体外衝撃波膵石破砕術 | 膵石破（第11号） | 平成28年4月1日 |
| 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 | 腹膵切（第20号） | 平成26年6月1日 |
| 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 | 早大腸（第44号） | 平成25年10月1日 |
| 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 腹結悪支（第3号） | 令和5年4月1日 |
| 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） | 腹直腸切支（第3号） | 平成31年4月1日 |
| 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 | 腎（第66号） | 平成25年10月1日 |
| 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） | 腹腎尿支器（第4号） | 平成28年4月1日 |
| 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 | 腎悪ラ（第6号） | 令和6年6月1日 |
| 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 腹腎形支（第4号） | 令和2年4月1日 |
| 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） | 腹膀胱悪支（第16号） | 令和6年6月1日 |
| 尿道狭窄グラフト再建術 | 尿狭再（第8号） | 令和6年6月1日 |
| 人工尿道括約筋植込・置換術 | 人工尿（第17号） | 平成26年4月1日 |
| 精巣温存手術 | 精温（第10号） | 令和6年6月1日 |
| 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの） | 腹前支器（第10号） | 平成27年3月1日 |
| 体外式膜型人工肺管理料 | 体膜肺（第9号） | 令和4年4月1日 |
| 医科点数表第２章第10部手術の通則の16に掲げる手術 | 胃瘻造（第108号） | 平成27年4月1日 |
| 周術期栄養管理実施加算 | 周栄管（第4号） | 令和4年4月1日 |
| 輸血管理料Ⅱ | 輸血Ⅱ（第145号） | 平成25年10月1日 |
| 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 | 造設前（第63号） | 平成25年10月1日 |
| 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 | 胃瘻造嚥（第75号） | 平成27年4月1日 |
| 歯周組織再生誘導手術 | ＧＴＲ（第355号） | 平成26年3月1日 |
| 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 | 人工歯根（第21号） | 令和2年7月1日 |
| レーザー機器加算 | 手光機（第269号） | 平成30年4月1日 |
| 内視鏡手術用支援機器加算 | 内手支機（第11号） | 令和8年8月1日 |

別表②　施設基準届出事項（特掲診療料施設基準）

| 施　　設　　基　　準 | 受理番号 | 算定開始日 |
|---|---|---|
| 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）１ | 吸静深１（第12号） | 令和8年6月1日 |
| 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）２ | 吸静深２（第2号） | 令和8年6月1日 |
| 麻酔管理料（Ⅰ） | 麻管Ⅰ（第240号） | 令和8年4月1日 |
| 麻酔管理料（Ⅱ） | 麻管Ⅱ（第38号） | 令和3年9月1日 |
| 周術期薬剤管理加算 | 周薬管（第17号） | 令和4年9月1日 |
| 放射線治療専任加算 | 放専（第51号） | 令和2年4月1日 |
| 外来放射線治療加算 | 外放（第43号） | 令和2年4月1日 |
| 高エネルギー放射線治療 | 高放（第88号） | 平成26年10月1日 |
| 高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。） | 高放乳寡（第27号） | 令和2年10月1日 |
| 強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。） | 強放前寡（第27号） | 令和2年10月1日 |
| 強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ） | 強度（第22号） | 令和8年4月1日 |
| 画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ） | 画誘（第27号） | 令和2年4月1日 |
| 体外照射呼吸性移動対策加算 | 体対策（第23号） | 令和2年4月1日 |
| 定位放射線治療 | 直放（第28号） | 令和2年4月1日 |
| 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 | 定対策（第21号） | 令和2年7月1日 |
| 病理診断管理加算１ | 病理診１（第57号） | 令和4年2月1日 |
| 悪性腫瘍病理組織標本加算 | 悪病組（第43号） | 令和5年12月1日 |
| クラウン・ブリッジ維持管理料 | 補管（第4287号） | 平成26年3月1日 |
| 看護職員処遇改善評価料８３ | 看処遇８３（第3号） | 令和8年7月1日 |
| 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５ | 外在ベⅠ注（第1008号） | 令和8年6月1日 |
| 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５ | 歯外在ベⅠ注（第1360号） | 令和8年6月1日 |
| 入院ベースアップ評価料１７５ | 入ベ１７５（第1号） | 令和8年6月1日 |
| 歯科技工所ベースアップ支援料 | 歯技ベ（第2026号） | 令和8年7月1日 |
| 酸素の購入単価 | 酸単（第89085号） | 令和8年4月1日 |

別表③　特別療養環境室（個室）

| | 部屋番号 | 三木市又は小野市に住所を有する患者様にご利用いただく場合<br>（消費税込み） | 三木市又は小野市以外に住所を有する患者様にご利用いただく場合<br>（消費税込み） | 病床数 |
|---|---|---|---|---|
| 4階病棟<br>5階病棟<br>6階病棟<br>7階病棟<br><br>特別個室 | 412・413・462・463・509・510・559・560・609・610・709・710・759・760 | 14,300 円 | 17,930 円 | 14 床 |
| 4階病棟<br>5階病棟<br>6階病棟<br>7階病棟<br><br>普通個室 | 406・407・408・409・410・411・414・415・416・417・418・419・420・421・423・424・425・456・457・458・459・460・461・464・465・466・467・468・469・470・471・473・474・475・511・512・513・514・515・516・519・521・522・523・561・562・563・564・565・567・569・571・572・573・611・612・613・614・615・616・617・621・622・623・661・662・663・664・665・666・669・670・671・672・673・711・712・713・714・715・716・717・719・721・722・723・761・762・763・764・765・766・767・770・771・772・773 | 9,350 円 | 11,770 円 | 97 床 |

| | 部屋番号 | 全ての患者様（消費税込み） | 病床数 |
|---|---|---|---|
| 3階緩和ケア病棟<br><br>特別個室 | 311・312・313・314・315・316・317・318・319・320 | 9,350 円 | 10 床 |

別表④　保険外診療

| 種　別 | | 金額（消費税込み） |
|---|---|---|
| 健康診断料 | | 保険点数１点当りの単価を１５円で算定した額×100分の110 |
| 人間ドック | 日帰り | |
| | 日帰り基本コース | 48,400円／52,800円 |
| | 日帰りすい臓コース | 102,300円／105,600円 |
| | 日帰り脳ドックコース | 63,800 円 |
| | フレイルドックコース | 29,480 円 |
| | 1泊2日 | |
| | 糖尿・心血管（生活習慣病）コース | 75,900円／84,700円 |
| | 大腸カメラコース | 72,600円／81,400円 |
| | PET-CTがん検診（日帰り2日又は1泊2日） | 144,100円／147,400円 |
| | ※三木市・小野市の方／その他の方<br>※上記は基本料金です。オプション検査をされる場合は、別途追加料金となります。 | |
| 乳がん検診 | マンモグラフィー | 9,500 円 |
| | マンモグラフィー及び乳腺エコー | 15,500 円 |

別表⑤　実費徴収にかかる費用

| 項目 | 種　別 | 金額（消費税込み） | |
|---|---|---|---|
| 日常生活上のサービスに係る費用 | おむつ代　新生児用 | １枚 | 10 円 |
| | おむつ代　こどもＳサイズ | １枚 | 12 円 |
| | おむつ代　こどもMサイズ | １枚 | 15 円 |
| | おしりナップ | １個 | 142 円 |
| | おむつ代　Mサイズ | １枚 | 72 円 |
| | おむつ代　Ｌサイズ | １枚 | 84 円 |
| | おむつ代　パンツ　Mサイズ | １枚 | 122 円 |
| | おむつ代　パンツ　Ｌサイズ | １枚 | 52 円 |
| | おむつ代　パンツ　ＬＬサイズ | １枚 | 56 円 |
| | おむつシート | １枚 | 20 円 |
| | おむつシート　男女共用 | １枚 | 19 円 |
| | おむつシート　男性用 | １枚 | 18 円 |

| 項目 | 種　別 | 金額（消費税込み） | |
|---|---|---|---|
| 日常生活上のサービスに係る費用 | おむつシート　600ml | 1枚 | 29円 |
| | おむつシート　800ml | 1枚 | 36円 |
| | スリッパ | 1組 | 153円 |
| | ティッシュ | 1個 | 65円 |
| | 新生児用被服 | 1枚 | 56円 |
| | クリーニング代 | 1枚 | 185円 |
| | 寝巻き | 1着 | 1,120円 |
| 在宅医療に係る交通費 | 小野市・三木市 | 1回 | 550円 |
| | 小野市・三木市以外 | 1回 | 1,100円 |
| 付き添いに係る費用 | 掛け布団（包布付） | 1セット（7日間まで） | 550円 |
| | 枕（カバー付） | | |
| | ベットパッド（シーツ付） | | |
| 医療通訳 | 医療通訳料（テレビ電話） | 1回 | 1,650円 |
| 項目 | 種　別 | 金額（非課税） | |
| 日常生活上のサービスに係る費用 | エンゼルボックス | 1個 | 1,920円 |
| | エンゼルケア（乳幼児） | 1回 | 1,100円 |
| | エンゼルケア（乳幼児以外） | 1個 | 5,500円 |

別表⑥　文書発行等にかかる費用

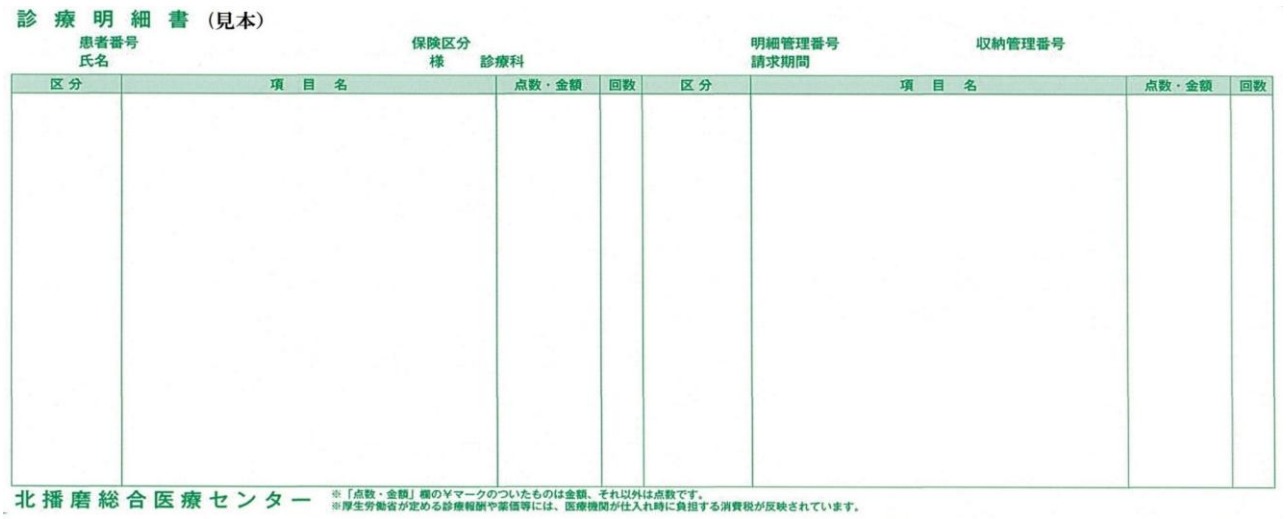
| 項目 | 種　別 | 金額（消費税込み） | |
|---|---|---|---|
| 診断書 | 普通診断書 | 1通につき | 3,300円 |
| | 自動車損害賠償補償法診断書 | 1通につき | 6,600円 |
| | 身体障害者診断書・障害年金用診断書 | 1通につき | 5,500円 |
| | 生命保険診断書 | 1通につき | 6,600円 |
| | 死亡診断書（法的な届出のもの） | 1通につき | 5,500円 |
| | 死亡診断書（その他のもの） | 1通につき | 5,500円 |
| | 出生証明書 | 1通につき | 4,400円 |
| | 健康診断文書 | 1通につき | 3,300円 |
| | 後遺障害診断書 | 1通につき | 5,500円 |
| 証明書 | 普通証明書 | 1通につき | 2,200円 |
| | 自動車損害賠償補償法明細書 | 1通につき | 6,600円 |
| その他 | 上記に掲げる以外の文書 | 1通につき | 6,600円以内 |
| | CD-R | 1枚につき | 2,750円 |
| | カルテ等コピー代 | 1枚につき | 11円 |
| | カルテ等コピー代　（多色刷り） | 1枚につき | 55円 |

北播磨総合医療センター
令和3年2月

# 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、同様に明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。



診 療 明 細 書 (見本)

患者番号　　保険区分　　明細管理番号　　収納管理番号
氏名　　様　　診療科　　請求期間

| 区分 | 項目名 | 点数・金額 | 回数 | 区分 | 項目名 | 点数・金額 | 回数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

北播磨総合医療センター

※「点数・金額」欄の￥マークのついたものは金額、それ以外は点数です。
※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

# 施設基準に関する当院における手術実施件数（令和7年1月から令和7年12月）

令和８年１月１日

医科点数表第２表第１０部手術の通則の５及び６（歯科点数表第2章第9部手術の通則４を含む。）に掲げる手術のうち当院が行った手術項目は以下のとおりです。

1

| | 区分１に分類される手術 | 手術の件数 |
|---|---|---|
| ア | 頭蓋内腫瘤摘出術等 | 39　件 |
| イ | 黄斑下手術等 | 37　件 |
| ウ | 鼓室形成手術等 | 9　件 |
| エ | 肺悪性腫瘍手術等 | 69　件 |
| オ | 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術 | 226　件 |

2

| | 区分２に分類される手術 | 手術の件数 |
|---|---|---|
| ア | 靱帯断裂形成手術等 | 55　件 |
| イ | 水頭症手術等 | 84　件 |
| ウ | 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 | 4　件 |
| エ | 尿道形成手術等 | 288　件 |
| オ | 角膜移植術 | 0　件 |
| カ | 肝切除術等 | 41　件 |
| キ | 子宮附属器悪性腫瘍手術等 | 0　件 |

3

| | 区分３に分類される手術 | 手術の件数 |
|---|---|---|
| ア | 上顎骨形成術等 | 2　件 |
| イ | 上顎骨悪性腫瘍手術等 | 15　件 |
| ウ | バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉) | 0　件 |
| エ | 母指化手術 | 0　件 |
| オ | 内反足手術等 | 0　件 |
| カ | 食道切除再建術等 | 2　件 |
| キ | 同種死体腎移植術等 | 0　件 |

4

| 区分４に分類される手術 | 手術の件数 |
|---|---|
| | 720　件 |

5

| その他の区分に分類される手術 | 手術の件数 |
|---|---|
| 人工関節置換術 | 142　件 |
| 乳児外科施設基準対象手術 | 0　件 |
| ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 | 125　件 |
| 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術 | 155　件 |
| 経皮的冠動脈形成術 | |
| • 急性心筋梗塞に対するもの | 100　件 |
| • 不安定狭心症に対するもの | 8　件 |
| • その他のもの | 24　件 |
| 経皮的冠動脈粥腫切除術 | 1　件 |
| 経皮的冠動脈ステント留置術 | |
| • 急性心筋梗塞に対するもの | 0　件 |
| • 不安定狭心症に対するもの | 80　件 |
| • その他のもの | 133　件 |

# 患者さんの権利とお願い

令和8年10月1日

## 患者さんの権利

患者さんを中心とした安全で良質な医療を提供するにあたり、患者さんの基本的権利を明らかにし、これを尊重します。

1　病状、診断、予後、治療方法等について説明を受ける権利

2　十分な説明と情報提供を受けたうえで、検査や治療方法等を自らの意思で決定する権利

3　社会的地位・国籍・宗教・文化などに関わらず、公平な医療を受ける権利

4　セカンドオピニオンを求める権利

5　人格や価値観が尊重され、人としての尊厳が守られる権利

6　個人情報（プライバシー）の保護を受ける権利

7　診療記録の開示を求める権利

8　臨床研究について自らの意思で参加・不参加・中止する権利

## 患者さんへのお願い

患者さんには以上のような権利がありますが、同時に、患者さんに注意いただく事項がありますので、ご協力願います。

1　心身の健康状態や病状についてできる限り詳細な情報をお伝えください。また治療中に生じた病状の変化等についても速やかにお知らせください。

2　検査や治療などの医療行為は理解合意のうえで受けてください。納得できない場合は、その旨お知らせください。

3　他の患者さんの治療やご自身への医療の提供に支障を与えないよう当医療センターの規則を守り、職員の指示に従ってください。

4　医療費の支払い請求を受けたときは速やかにお支払いください。

5　教育病院として医療人の育成にご協力ください。